

2025年11月11日

内閣府特命担当大臣 黄川田仁志 様

第6次男女共同参画基本計画の充実に向けた要望書

全国フェミニスト議員連盟

共同代表 内田亜希子(埼玉県八潮市議会議員)

武井多佳子(愛媛県議会議員)

事務局：池沢みちよ(千葉県船橋市議)

ジェンダー平等な社会の実現に向けて、多くの課題が山積する中、男女共同参画局に置かれましては、日々ご尽力いただき、感謝いたします。

さて、2025年は、1985年に日本が国連女性差別撤廃条約を批准して40年、1995年に第4回世界女性会議で北京宣言と行動綱領が採択されて30年という節目の年を迎えています。

残念ながら、世界経済フォーラムによる日本のジェンダーギャップ指数2025は148か国中118位、政治分野では125位と先進国の中で低い位置が続いています。改めて、私たちはこの現状を深刻に受け止め、何が変わり、何が変わらなかったのかを検証し、粘り強く、次なる対策を打ち出していかなければならないと考えています。

1993年に発足した全国フェミニスト議員連盟は、女性議員ゼロ議会をなくし、議会の半分は女性になることを掲げ、市民と議員がさまざまな政策を学び、行動につなげてきました。

今回、これまでの経験を通して、第6次男女共同参画基本計画の策定にあたり、下記の通り、要望させていただきます。

記

- ① 第5次男女共同参画基本計画の総括を示すこと。
- ② ジェンダーギャップの解消に向けて、女性差別撤廃委員会から受けた勧告を具体的な政策に反映させること。
- ③ 女性の権利を国際基準にするために、女性差別撤廃条約選択議定書の早期締結へ手続きを進めること。合わせて国内人権機関の設立を、関係各所と連携して進めること。
- ④ 政治分野における男女平等において、2020年30%目標が達成されなかった原因をしっかりと検証し、50%を目標に掲げること。
クオータ制の導入を推進すること。
「政治分野における男女共同参画推進法」が具体的に活かされていないので、地方公共団体に対して、さらなる周知徹底と積極的活用の推進を図ること。
都道府県議会選挙の場合、1人区など少数人区で女性が立候補しにくいという実態を調査・研究し、改善に向けた方針を示すこと。

高額な供託金について、女性差別撤廃委員会からも勧告を受けているが、この点に踏み込んだ制度の見直しを検討すること。

- ⑤ 国立女性教育会館は女性のための唯一のナショナルセンターとして、今後も宿泊棟、研修棟を残し、活用していくこと。
 - ・昨年度で宿泊できなくなり、今年度で研修棟が使えなくなることは、ほとんど知られていない。改めて、広く国民に知らせて、意見を聴取すること。
 - ・男女共同参画センターは全市町村にはなく、センターの支援だけでは不十分であり、スエック職員が地方へ出向いたり、オンラインだけでなく、本拠地である国立女性教育会館でも対面の研修や交流を継続すること。
 - ・女性支援（シェルターなど）やひとり親世帯の宿泊（体験や余暇）、若者の居場所（武蔵野プレイスのような）を実施するなど、建物を活用すること。
 - ・男女共同参画会議「独立行政法人国立女性会館（NVEC）及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキンググループは、「施設の在り方を目的としたワーキンググループではない」と内閣府男女共同参画局小八木審議官が答弁しており、どこで施設の存続が検討され、決定されたのかわかりにくいので、明らかにすること。
- ⑥ 地域におけるジェンダーギャップの実情を把握し、政策立案につなげられるよう、国が各種既存統計の見直しを進めるとともに、あらゆる分野でジェンダー統計を積極的に取得し、その各種データおよび分析結果を自治体に提供すること。
- ⑦ 男女共同参画センターの機能強化・充実において、職員は専門性を活かせる正規雇用へ転換し、積極的に事業を実施する予算を確保すること。

女性活躍推進交付金による支援について、2025年度は、前年比4億減の3億円にとどまっている。男女共同参画センターのない地域への支援も含め、増額を求める。
- ⑧ 女性の所得向上と経済的自立の実現において、賃金の男女格差の解消に向けた数値目標を定め具体的に取り組むこと。また、公表だけでなく、有期雇用や派遣など、労働形態を法的に見直す根本的な対策をとること。
- ⑨ 選択的夫婦別姓を早く法制化すること。

5つの高裁で違憲判決が出ていることから同性婚を一刻も早く法制化すること。
- ⑩ 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現では、女性差別への認識が低下することが懸念される。「女性の権利は人権である」を踏まえた男女平等な社会を目指すこと。

「無意識の思い込み」の是正を国民にのみ押し付けるのは自己責任につながる懸念があり、濫用を避けること。
- ⑪ 第6次男女共同参画基本計画(案)へのパブコメを実施すること。